

# 兵庫県公報

平成28年11月15日 火曜日 第 2850 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	8
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	12
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告	12
<b>労働委員会公告</b>	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	15
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用の裁決手続開始決定	17
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	21

## 告 示

### 兵庫県告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 北淡土地改良区

#### 退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	井高孝一	淡路市久留麻45番地14
同	小山勝弘	同 市浅野南653番地
同	藪田隆男	同 市野島常盤236番地
同	赤松武志	同 市舟木214番地
同	上林治生	同 市浅野南993番地

同	岡 本 高 明	同	市野島常盤272番地
同	蒲 田 邦 男	同	市小田557番地
同	岡 一 夫	同	市浅野南747番地
同	岡 本 孝 信	同	市野島常盤395番地
同	新 井 義 雄	同	市小田385番地 2
同	山 名 重 男	同	市浅野南609番地 1
同	中 垣 光 清	同	市野島常盤334番地
同	宮 本 昌 俊	同	市仁井273番地
同	山 口 納	同	市浅野南779番地 2
同	廣 田 喜代三	同	市野島常盤374番地
同	上 田 愛 直	同	市久野々428番地
同	岡 田 耕太郎	同	市長畠115番地
監 事	森 脇 正 年	同	市野島常盤410番地 3
同	山 口 浩 生	同	市浅野南908番地
同	宮 本 理	同	市仁井1077番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	井 高 孝 一	淡路市久留麻45番地14
同	小 山 勝 弘	同 市浅野南653番地
同	藪 田 隆 男	同 市野島常盤236番地
同	赤 松 武 志	同 市舟木214番地
同	上 林 治 生	同 市浅野南993番地
同	岡 本 高 明	同 市野島常盤272番地
同	蒲 田 邦 男	同 市小田557番地
同	山 口 登	同 市浅野南1068番地
同	富 田 辰 夫	同 市野島常盤474番地
同	新 井 義 雄	同 市小田385番地 2
同	山 名 重 男	同 市浅野南609番地 1
同	中 垣 光 清	同 市野島常盤334番地
同	宮 本 昌 俊	同 市仁井240番地 2
同	山 口 納	同 市浅野南779番地 2
同	廣 田 喜代三	同 市野島常盤374番地
同	上 田 愛 直	同 市久野々428番地
同	岡 田 耕太郎	同 市長畠115番地
監 事	森 脇 正 年	同 市野島常盤410番地 3
同	山 口 浩 生	同 市浅野南908番地
同	池 尾 勝	同 市仁井692番地



兵庫県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
北淡土地改良区	平成28年10月28日



兵庫県告示第965号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）万

勝寺脇本地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成28年11月15日から同年12月5日まで
- 3 縦覧の場所  
小野市役所



**兵庫県告示第966号**

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業の部洲本炬口区域（洲本炬口漁業協同組合の地区）の項中

「

2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業

」

を

「

2 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
3 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業

」

に改める。



**兵庫県告示第967号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所

伊丹市瑞原4丁目1番地

所長 渡 邊 齊

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (NO. 1)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (NO. 2)		
能 力	0.2m <sup>3</sup> /日			2 m <sup>3</sup> /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 <sup>りゆう</sup> の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7~8	8.7	7~8	8	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5未満	130	0.5未満	96	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100未満	2,900	0.5未満	115	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5	—	—	
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.1	0.2	1.7	2		

備考 特定施設から発生する汚水は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年11月15日から同年12月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課

65号 酸又はアルカリ  
による表面処理施設  
(NO. 3～4)

1 m<sup>3</sup>/日

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

通常	最大
4～6	4
0.03	0.16
0.26	1.3
0.16	0.8
0.04	0.2
—	—
0.006	0.03
0.015	0.075
0.4/基	1/基



**兵庫県告示第968号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年7月14日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域  
豊岡市戸牧地内



**兵庫県告示第969号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））  
(2) 作業期間  
平成28年10月26日から同年11月28日まで  
(3) 作業地域  
西宮市甲子園口北町地内
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））  
(2) 作業期間  
平成28年10月26日から同年11月28日まで  
(3) 作業地域  
西宮市高松町地内
- 3 (1) 作業種類  
公共測量（街区多角点（再設））  
(2) 作業期間  
平成28年10月26日から同年11月26日まで  
(3) 作業地域  
西宮市上鳴尾町地内



**兵庫県告示第970号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）  
(2) 作業期間  
平成28年8月8日から同年9月27日まで  
(3) 作業地域  
尼崎市昭和通一丁目ほか

- 2 (1) 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成28年8月26日から同年9月27日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市長洲西通一丁目



**兵庫県告示第971号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画道路  
3.3.211号塚口長尾線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
区域の変更なし
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成28年11月15日から同月29日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び伊丹市都市交通部道路室道路建設課

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月
漁船	B291869	平成29年12月31日	加古川市	東播磨県民局	平成28年7月



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等





~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域                 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 唐櫃(1) I<br>(101070185)   | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 唐櫃(5) I<br>(101070189)   | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 奥西谷 I<br>(101070191)     | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 鎌ヶ谷(1) I<br>(101070192)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 鎌ヶ谷(2) I<br>(101070193)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 鎌ヶ谷(3) I<br>(101070194)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 唐櫃台 I<br>(101070195)     | 神戸市北区唐櫃台3丁目<br>(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 奥西谷 I<br>(101070210)     | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 唐櫃(3) II<br>(101070225)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 唐櫃(4) II<br>(101070226)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 唐櫃(6) II<br>(101070228)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 唐櫃(9) II<br>(101070231)  | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 唐櫃(4) III<br>(101070328) | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 東大池 I<br>(101070329)     | 神戸市北区東大池2丁目<br>(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |

|                             |                           |         |          |
|-----------------------------|---------------------------|---------|----------|
| 大池 I<br>(101070331)         | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 上谷上 I<br>(101070332)        | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 幸陽町(2) I<br>(101070334)     | 神戸市北区幸陽町2丁目<br>(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 花山団地(1) I<br>(101070336)    | 神戸市北区花山台<br>(別図18のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 花山団地(2) I<br>(101070337)    | 神戸市北区花山台<br>(別図19のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 花山団地(3) I<br>(101070338)    | 神戸市北区花山台<br>(別図20のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 西大池(2) I<br>(101070377)     | 神戸市北区西大池1丁目<br>(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 上谷上(1) II<br>(101070380)    | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 上谷上 II<br>(101070424)       | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 上谷上 III<br>(101070426)      | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 左支溪(1) II<br>(201070075)    | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図25のとおり)  | 土石流     | 別図25のとおり |
| 鎌ヶ谷川左支溪 I<br>(201070126)    | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図26のとおり)  | 土石流     | 別図26のとおり |
| 奥西谷 I<br>(201070127)        | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図27のとおり)  | 土石流     | 別図27のとおり |
| 左支溪2号谷 III<br>(201070162)   | 神戸市北区有野町唐櫃<br>(別図28のとおり)  | 土石流     | 別図28のとおり |
| 花山川 I<br>(201070178)        | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図29のとおり) | 土石流     | 別図29のとおり |
| 木戸 I<br>(201070179)         | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図30のとおり) | 土石流     | 別図30のとおり |
| 宮ノ谷川 I<br>(201070181)       | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図31のとおり) | 土石流     | 別図31のとおり |
| 中ノ手川 I<br>(201070182)       | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図32のとおり) | 土石流     | 別図32のとおり |
| 大池川右支溪(3) II<br>(201070202) | 神戸市北区山田町上谷上<br>(別図33のとおり) | 土石流     | 別図33のとおり |

(別図1から別図33までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月24日から同年12月8日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成28年12月8日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国安字皿池238番3  
同 郡同 町国安字小池ノ内1211番、1212番1、1217番、1227番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家二丁目264番地の15  
中央殖産株式会社 代表取締役 前 川 幸 司

3 許可年月日及び許可番号

平成28年8月2日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（28稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国岡二丁目11番1、11番2、11番9、11番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡稲美町国岡616番地  
有限会社グロスガイア 代表取締役 古 谷 嘉 章

3 許可年月日及び許可番号

平成28年6月20日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-6号（28稲美）

**企 業 庁 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年11月15日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

青野運動公苑アオノゴルフコース乗用カート（4人乗り以上） 50台

カート用ナビゲーションシステム 62台

既存乗用カート 52台処分

## (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

## (3) 納入期限

平成29年3月31日（金）

## (4) 納入場所

青野運動公苑アオノゴルフコース（加西市油谷町639番地3）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成28年11月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁総務課 担当 水田

電話（078）341-7711 内線5488

## 4 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成28年11月16日（水）から同月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

## 5 入札手続等

## (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成28年12月26日（月）午前10時から

場所 兵庫県庁西館 1階小入札室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成28年12月22日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月21日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、平成28年11月29日(火)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成28年12月28日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした

入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としてないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Koichi Ishii, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

60 golf carts and 74 cart navigation systems to be used in Aono Golf Course of Aono Sports Park

(3) Delivery period: To March 31, 2017

(4) Delivery place:

Aono Golf Course of Aono Sports Park

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 29, 2016

(6) Deadline for tender:

10:00 December 26, 2016 by direct delivery

17:00 December 22, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Mizuta, General Affairs Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5488

## 労 働 委 員 会 公 告

### 兵庫県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成28年10月26日現在における兵庫県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公告する。

平成28年11月15日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

| 氏 名     | 関 歴                                      | 委嘱年月日      |
|---------|------------------------------------------|------------|
| 大 内 伸 哉 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>神戸大学大学院法学研究科教授           | 平成19年8月2日  |
| 小 南 秀 夫 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>元公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金業務執行理事 | 平成25年8月27日 |
| 関 根 由 紀 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>神戸大学大学院法学研究科教授           | 平成23年8月18日 |
| 滝 澤 功 治 | 兵庫県労働委員会公益委員（会長）<br>弁護士                  | 平成9年7月2日   |
| 塚 本 隆 文 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>元兵庫県代表監査委員               | 平成27年9月8日  |
| 正 木 靖 子 | 兵庫県労働委員会公益委員（会長代理）<br>弁護士                | 平成13年7月9日  |
| 米 田 耕 士 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                      | 平成19年8月2日  |
| 奥 村 比左人 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長     | 平成27年9月8日  |
| 切 山 義 行 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>JAM東洋機械金属労働組合顧問         | 平成24年9月20日 |
| 熊 野 隆 夫 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>山陽電気鉄道労働組合執行委員長         | 平成25年8月27日 |
| 曾 我 一 樹 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>UAゼンセン兵庫県支部支部長          | 平成27年2月5日  |
| 那 須 健   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長     | 平成23年8月18日 |
| 服 部 圭 司 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長  | 平成25年8月27日 |
| 福 永 明   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長    | 平成23年8月18日 |
| 草 薙 信 久 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>兵庫県経営者協会専務理事            | 平成23年8月18日 |
| 佐 野 喜 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>セイコー化工機株式会社相談役          | 平成19年8月2日  |
| 松 下 秀 明 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>グローリー株式会社特別顧問           | 平成23年8月18日 |
| 村 元 四 郎 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社村元工作所特別顧問           | 平成21年8月3日  |
| 吉 田 達 樹 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社神戸製鋼所顧問             | 平成25年8月27日 |



|         |                                  |            |
|---------|----------------------------------|------------|
| 和 田 要   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社六甲商会顧問      | 平成15年7月22日 |
| 和 田 直 哉 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>近畿工業株式会社代表取締役社長 | 平成25年8月27日 |
| 神 田 榮 治 | 前兵庫県労働委員会公益委員                    | 平成23年8月18日 |
| 辻 芳 治   | 前兵庫県労働委員会労働者委員                   | 平成19年8月2日  |
| 丸 山 善 幸 | 兵庫県労働委員会事務局長                     | 平成27年4月9日  |
| 黒 川 朗   | 兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長             | 平成27年4月9日  |
| 井 上 勝 文 | 兵庫県労働委員会事務局審査課長                  | 平成26年4月3日  |

## 収 用 委 員 会 告 示

## 兵庫県収用委員会告示第7号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月15日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

## 1 起業者の名称

兵庫県

## 2 事業の種類及び名称

二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事（左岸：兵庫県明石市魚住町西岡字鴨基地内、右岸：同市魚住町清水字水田地内から左岸：同市魚住町清水字瀬戸川地内、右岸：同市魚住町清水字水田地内まで）並びにこれに伴う一般国道2号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事

## 3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年10月31日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地          |        |     |                          |                          |                                 |                                  | 土地所有者 |                                                          |    | 土地に関して権利を有する関係人 |       |  |
|-------------------------|--------|-----|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|----|-----------------|-------|--|
| 所在                      | 地番     | 地目  | 公簿地積                     | 実測地積                     | 収用に係る面積                         | 使用に係る面積                          | 氏名    | 住所                                                       | 氏名 | 住所              | 権利の種類 |  |
| 明石市<br>魚住町<br>清水字<br>水田 | 1600番2 | 雑種地 | m <sup>2</sup><br>90     | m <sup>2</sup><br>90.90  | m <sup>2</sup><br>—             | m <sup>2</sup><br>0.14<br>(注1)   | 高橋 禮三 | 神戸市西区井吹台東町5丁目21番地の1<br>ただし、土地登記簿上の住所<br>明石市魚住町清水1601番地の1 | なし | —               | —     |  |
|                         | 1601番1 | 宅地  | m <sup>2</sup><br>709.05 | m <sup>2</sup><br>709.08 | m <sup>2</sup><br>24.40<br>(注2) | m <sup>2</sup><br>125.74<br>(注3) |       |                                                          |    |                 |       |  |
|                         | 1602番1 | 宅地  | m <sup>2</sup><br>357.32 | m <sup>2</sup><br>357.30 | m <sup>2</sup><br>22.54<br>(注4) | m <sup>2</sup><br>183.42<br>(注5) |       |                                                          |    |                 |       |  |

(注1)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㉓、㉔及び㉕の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。  
 (注2)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。  
 (注3)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、㋀、㋁、㋂、㋃、㋄、㋅、㋆、㋇、㋈、㋉、㋊、㋋、㋌、㋍、㋎、㋏、㋐、㋑、㋒、㋓、㋔、㋕、㋖、㋗、㋘、㋙、㋚、㋛、㋜、㋝、㋞、㋟、㋠、㋡、㋢、㋣、㋤、㋥、㋦、㋧、㋨、㋩、㋪、㋫、㋬、㋭、㋮、㋯、㋰、㋱、㋲、㋳、㋴、㋵、㋶、㋷、㋸、㋹、㋺、㋻、㋼、㋽、㋾、㋿、㌀、㌁、㌂、㌃、㌄、㌅、㌆、㌇、㌈、㌉、㌊、㌋、㌌、㌍、㌎、㌏、㌐、㌑、㌒、㌓、㌔、㌕、㌖、㌗、㌘、㌙、㌚、㌛、㌜、㌝、㌞、㌟、㌠、㌡、㌢、㌣、㌤、㌥、㌦、㌧、㌨、㌩、㌪、㌫、㌬、㌭、㌮、㌯、㌰、㌱、㌲、㌳、㌴、㌵、㌶、㌷、㌸、㌹、㌺、㌻、㌼、㌽、㌾、㌿、㍀、㍁、㍂、㍃、㍄、㍅、㍆、㍇、㍈、㍉、㍊、㍋、㍌、㍍、㍎、㍏、㍐、㍑、㍒、㍓、㍔、㍕、㍖、㍗、㍘、㍙、㍚、㍛、㍜、㍝、㍞、㍟、㍠、㍡、㍢、㍣、㍤、㍥、㍦、㍧、㍨、㍩、㍪、㍫、㍬、㍭、㍮、㍯、㍰、㍱、㍲、㍳、㍴、㍵、㍶、㍷、㍸、㍹、㍺、㍻、㍼、㍽、㍾、㍿、㎀、㎁、㎂、㎃、㎄、㎅、㎆、㎇、㎈、㎉、㎊、㎋、㎌、㎍、㎎、㎏、㎐、㎑、㎒、㎓、㎔、㎕、㎖、㎗、㎘、㎙、㎚、㎛、㎜、㎝、㎞、㎟、㎠、㎡、㎢、㎣、㎤、㎥、㎦、㎧、㎨、㎩、㎪、㎫、㎬、㎭、㎮、㎯、㎰、㎱、㎲、㎳、㎴、㎵、㎶、㎷、㎸、㎹、㎺、㎻、㎼、㎽、㎾、㎿、㏀、㏁、㏂、㏃、㏄、㏅、㏆、㏇、㏈、㏉、㏊、㏋、㏌、㏍、㏎、㏏、㏐、㏑、㏒、㏓、㏔、㏕、㏖、㏗、㏘、㏙、㏚、㏛、㏜、㏝、㏞、㏟、㏠、㏡、㏢、㏣、㏤、㏥、㏦、㏧、㏨、㏩、㏪、㏫、㏬、㏭、㏮、㏯、㏰、㏱、㏲、㏳、㏴、㏵、㏶、㏷、㏸、㏹、㏺、㏻、㏼、㏽、㏾、㏿、㐀、㐁、㐂、㐃、㐄、㐅、㐆、㐇、㐈、㐉、㐊、㐋、㐌、㐍、㐎、㐏、㐐、㐑、㐒、㐓、㐔、㐕、㐖、㐗、㐘、㐙、㐚、㐛、㐜、㐝、㐞、㐟、㐠、㐡、㐢、㐣、㐤、㐥、㐦、㐧、㐨、㐩、㐪、㐫、㐬、㐭、㐮、㐯、㐰、㐱、㐲、㐳、㐴、㐵、㐶、㐷、㐸、㐹、㐺、㐻、㐼、㐽、㐾、㐿、㑀、㑁、㑂、㑃、㑄、㑅、㑆、㑇、㑈、㑉、㑊、㑋、㑌、㑍、㑎、㑏、㑐、㑑、㑒、㑓、㑔、㑕、㑖、㑗、㑘、㑙、㑚、㑛、㑜、㑝、㑞、㑟、㑠、㑡、㑢、㑣、㑤、㑥、㑦、㑧、㑨、㑩、㑪、㑫、㑬、㑭、㑮、㑯、㑰、㑱、㑲、㑳、㑴、㑵、㑶、㑷、㑸、㑹、㑺、㑻、㑼、㑽、㑾、㑿、㒀、㒁、㒂、㒃、㒄、㒅、㒆、㒇、㒈、㒉、㒊、㒋、㒌、㒍、㒎、㒏、㒐、㒑、㒒、㒓、㒔、㒕、㒖、㒗、㒘、㒙、㒚、㒛、㒜、㒝、㒞、㒟、㒠、㒡、㒢、㒣、㒤、㒥、㒦、㒧、㒨、㒩、㒪、㒫、㒬、㒭、㒮、㒯、㒰、㒱、㒲、㒳、㒴、㒵、㒶、㒷、㒸、㒹、㒺、㒻、㒼、㒽、㒾、㒿、㓀、㓁、㓂、㓃、㓄、㓅、㓆、㓇、㓈、㓉、㓊、㓋、㓌、㓍、㓎、㓏、㓐、㓑、㓒、㓓、㓔、㓕、㓖、㓗、㓘、㓙、㓚、㓛、㓜、㓝、㓞、㓟、㓠、㓡、㓢、㓣、㓤、㓥、㓦、㓧、㓨、㓩、㓪、㓫、㓬、㓭、㓮、㓯、㓰、㓱、㓲、㓳、㓴、㓵、㓶、㓷、㓸、㓹、㓺、㓻、㓼、㓽、㓾、㓿、㔀、㔁、㔂、㔃、㔄、㔅、㔆、㔇、㔈、㔉、㔊、㔋、㔌、㔍、㔎、㔏、㔐、㔑、㔒、㔓、㔔、㔕、㔖、㔗、㔘、㔙、㔚、㔛、㔜、㔝、㔞、㔟、㔠、㔡、㔢、㔣、㔤、㔥、㔦、㔧、㔨、㔩、㔪、㔫、㔬、㔭、㔮、㔯、㔰、㔱、㔲、㔳、㔴、㔵、㔶、㔷、㔸、㔹、㔺、㔻、㔼、㔽、㔾、㔿、㕀、㕁、㕂、㕃、㕄、㕅、㕆、㕇、㕈、㕉、㕊、㕋、㕌、㕍、㕎、㕏、㕐、㕑、㕒、㕓、㕔、㕕、㕖、㕗、㕘、㕙、㕚、㕛、㕜、㕝、㕞、㕟、㕠、㕡、㕢、㕣、㕤、㕥、㕦、㕧、㕨、㕩、㕪、㕫、㕬、㕭、㕮、㕯、㕰、㕱、㕲、㕳、㕴、㕵、㕶、㕷、㕸、㕹、㕺、㕻、㕼、㕽、㕾、㕿、㖀、㖁、㖂、㖃、㖄、㖅、㖆、㖇、㖈、㖉、㖊、㖋、㖌、㖍、㖎、㖏、㖐、㖑、㖒、㖓、㖔、㖕、㖖、㖗、㖘、㖙、㖚、㖛、㖜、㖝、㖞、㖟、㖠、㖡、㖢、㖣、㖤、㖥、㖦、㖧、㖨、㖩、㖪、㖫、㖬、㖭、㖮、㖯、㖰、㖱、㖲、㖳、㖴、㖵、㖶、㖷、㖸、㖹、㖺、㖻、㖼、㖽、㖾、㖿、㗀、㗁、㗂、㗃、㗄、㗅、㗆、㗇、㗈、㗉、㗊、㗋、㗌、㗍、㗎、㗏、㗐、㗑、㗒、㗓、㗔、㗕、㗖、㗗、㗘、㗙、㗚、㗛、㗜、㗝、㗞、㗟、㗠、㗡、㗢、㗣、㗤、㗥、㗦、㗧、㗨、㗩、㗪、㗫、㗬、㗭、㗮、㗯、㗰、㗱、㗲、㗳、㗴、㗵、㗶、㗷、㗸、㗹、㗺、㗻、㗼、㗽、㗾、㗿、㘀、㘁、㘂、㘃、㘄、㘅、㘆、㘇、㘈、㘉、㘊、㘋、㘌、㘍、㘎、㘏、㘐、㘑、㘒、㘓、㘔、㘕、㘖、㘗、㘘、㘙、㘚、㘛、㘜、㘝、㘞、㘟、㘠、㘡、㘢、㘣、㘤、㘥、㘦、㘧、㘨、㘩、㘪、㘫、㘬、㘭、㘮、㘯、㘰、㘱、㘲、㘳、㘴、㘵、㘶、㘷、㘸、㘹、㘺、㘻、㘼、㘽、㘾、㘿、㙀、㙁、㙂、㙃、㙄、㙅、㙆、㙇、㙈、㙉、㙊、㙋、㙌、㙍、㙎、㙏、㙐、㙑、㙒、㙓、㙔、㙕、㙖、㙗、㙘、㙙、㙚、㙛、㙜、㙝、㙞、㙟、㙠、㙡、㙢、㙣、㙤、㙥、㙦、㙧、㙨、㙩、㙪、㙫、㙬、㙭、㙮、㙯、㙰、㙱、㙲、㙳、㙴、㙵、㙶、㙷、㙸、㙹、㙺、㙻、㙼、㙽、㙾、㙿、㚀、㚁、㚂、㚃、㚄、㚅、㚆、㚇、㚈、㚉、㚊、㚋、㚌、㚍、㚎、㚏、㚐、㚑、㚒、㚓、㚔、㚕、㚖、㚗、㚘、㚙、㚚、㚛、㚜、㚝、㚞、㚟、㚠、㚡、㚢、㚣、㚤、㚥、㚦、㚧、㚨、㚩、㚪、㚫、㚬、㚭、㚮、㚯、㚰、㚱、㚲、㚳、㚴、㚵、㚶、㚷、㚸、㚹、㚺、㚻、㚼、㚽、㚾、㚿、㜀、㜁、㜂、㜃、㜄、㜅、㜆、㜇、㜈、㜉、㜊、㜋、㜌、㜍、㜎、㜏、㜐、㜑、㜒、㜓、㜔、㜕、㜖、㜗、㜘、㜙、㜚、㜛、㜜、㜝、㜞、㜟、㜠、㜡、㜢、㜣、㜤、㜥、㜦、㜧、㜨、㜩、㜪、㜫、㜬、㜭、㜮、㜯、㜰、㜱、㜲、㜳、㜴、㜵、㜶、㜷、㜸、㜹、㜺、㜻、㜼、㜽、㜾、㜿、㝀、㝁、㝂、㝃、㝄、㝅、㝆、㝇、㝈、㝉、㝊、㝋、㝌、㝍、㝎、㝏、㝐、㝑、㝒、㝓、㝔、㝕、㝖、㝗、㝘、㝙、㝚、㝛、㝜、㝝、㝞、㝟、㝠、㝡、㝢、㝣、㝤、㝥、㝦、㝧、㝨、㝩、㝪、㝫、㝬、㝭、㝮、㝯、㝰、㝱、㝲、㝳、㝴、㝵、㝶、㝷、㝸、㝹、㝺、㝻、㝼、㝽、㝾、㝿、㞀、㞁、㞂、㞃、㞄、㞅、㞆、㞇、㞈、㞉、㞊、㞋、㞌、㞍、㞎、㞏、㞐、㞑、㞒、㞓、㞔、㞕、㞖、㞗、㞘、㞙、㞚、㞛、㞜、㞝、㞞、㞟、㞠、㞡、㞢、㞣、㞤、㞥、㞦、㞧、㞨、㞩、㞪、㞫、㞬、㞭、㞮、㞯、㞰、㞱、㞲、㞳、㞴、㞵、㞶、㞷、㞸、㞹、㞺、㞻、㞼、㞽、㞾、㞿、㟀、㟁、㟂、㟃、㟄、㟅、㟆、㟇、㟈、㟉、㟊、㟋、㟌、㟍、㟎、㟏、㟐、㟑、㟒、㟓、㟔、㟕、㟖、㟗、㟘、㟙、㟚、㟛、㟜、㟝、㟞、㟟、㟠、㟡、㟢、㟣、㟤、㟥、㟦、㟧、㟨、㟩、㟪、㟫、㟬、㟭、㟮、㟯、㟰、㟱、㟲、㟳、㟴、㟵、㟶、㟷、㟸、㟹、㟺、㟻、㟼、㟽、㟾、㟿、㠀、㠁、㠂、㠃、㠄、㠅、㠆、㠇、㠈、㠉、㠊、㠋、㠌、㠍、㠎、㠏、㠐、㠑、㠒、㠓、㠔、㠕、㠖、㠗、㠘、㠙、㠚、㠛、㠜、㠝、㠞、㠟、㠠、㠡、㠢、㠣、㠤、㠥、㠦、㠧、㠨、㠩、㠪、㠫、㠬、㠭、㠮、㠯、㠰、㠱、㠲、㠳、㠴、㠵、㠶、㠷、㠸、㠹、㠺、㠻、㠼、㠽、㠾、㠿、㡀、㡁、㡂、㡃、㡄、㡅、㡆、㡇、㡈、㡉、㡊、㡋、㡌、㡍、㡎、㡏、㡐、㡑、㡒、㡓、㡔、㡕、㡖、㡗、㡘、㡙、㡚、㡛、㡜、㡝、㡞、㡟、㡠、㡡、㡢、㡣、㡤、㡥、㡦、㡧、㡨、㡩、㡪、㡫、㡬、㡭、㡮、㡯、㡰、㡱、㡲、㡳、㡴、㡵、㡶、㡷、㡸、㡹、㡺、㡻、㡼、㡽、㡾、㡿、㢀、㢁、㢂、㢃、㢄、㢅、㢆、㢇、㢈、㢉、㢊、㢋、㢌、㢍、㢎、㢏、㢐、㢑、㢒、㢓、㢔、㢕、㢖、㢗、㢘、㢙、㢚、㢛、㢜、㢝、㢞、㢟、㢠、㢡、㢢、㢣、㢤、㢥、㢦、㢧、㢨、㢩、㢪、㢫、㢬、㢭、㢮、㢯、㢰、㢱、㢲、㢳、㢴、㢵、㢶、㢷、㢸、㢹、㢺、㢻、㢼、㢽、㢾、㢿、㣀、㣁、㣂、㣃、㣄、㣅、㣆、㣇、㣈、㣉、㣊、㣋、㣌、㣍、㣎、㣏、㣐、㣑、㣒、㣓、㣔、㣕、㣖、㣗、㣘、㣙、㣚、㣛、㣜、㣝、㣞、㣟、㣠、㣡、㣢、㣣、㣤、㣥、㣦、㣧、㣨、㣩、㣪、㣫、㣬、㣭、㣮、㣯、㣰、㣱、㣲、㣳、㣴、㣵、㣶、㣷、㣸、㣹、㣺、㣻、㣼、㣽、㣾、㣿、㤀、㤁、㤂、㤃、㤄、㤅、㤆、㤇、㤈、㤉、㤊、㤋、㤌、㤍、㤎、㤏、㤐、㤑、㤒、㤓、㤔、㤕、㤖、㤗、㤘、㤙、㤚、㤛、㤜、㤝、㤞、㤟、㤠、㤡、㤢、㤣、㤤、㤥、㤦、㤧、㤨、㤩、㤪、㤫、㤬、㤭、㤮、㤯、㤰、㤱、㤲、㤳、㤴、㤵、㤶、㤷、㤸、㤹、㤺、㤻、㤼、㤽、㤾、㤿、㥀、㥁、㥂、㥃、㥄、㥅、㥆、㥇、㥈、㥉、㥊、㥋、㥌、㥍、㥎、㥏、㥐、㥑、㥒、㥓、㥔、㥕、㥖、㥗、㥘、㥙、㥚、㥛、㥜、㥝、㥞、㥟、㥠、㥡、㥢、㥣、㥤、㥥、㥦、㥧、㥨、㥩、㥪、㥫、㥬、㥭、㥮、㥯、㥰、㥱、㥲、㥳、㥴、㥵、㥶、㥷、㥸、㥹、㥺、㥻、㥼、㥽、㥾、㥿、㦀、㦁、㦂、㦃、㦄、㦅、㦆、㦇、㦈、㦉、㦊、㦋、㦌、㦍、㦎、㦏、㦐、㦑、㦒、㦓、㦔、㦕、㦖、㦗、㦘、㦙、㦚、㦛、㦜、㦝、㦞、㦟、㦠、㦡、㦢、㦣、㦤、㦥、㦦、㦧、㦨、㦩、㦪、㦫、㦬、㦭、㦮、㦯、㦰、㦱、㦲、㦳、㦴、㦵、㦶、㦷、㦸、㦹、㦺、㦻、㦼、㦽、㦾、㦿、㧀、㧁、㧂、㧃、㧄、㧅、㧆、㧇、㧈、㧉、㧊、㧋、㧌、㧍、㧎、㧏、㧐、㧑、㧒、㧓、㧔、㧕、㧖、㧗、㧘、㧙、㧚、㧛、㧜、㧝、㧞、㧟、㧠、㧡、㧢、㧣、㧤、㧥、㧦、㧧、㧨、㧩、㧪、㧫、㧬、㧭、㧮、㧯、㧰、㧱、㧲、㧳、㧴、㧵、㧶、㧷、㧸、㧹、㧺、㧻、㧼、㧽、㧾、㧿、㨀、㨁、㨂、㨃、㨄、㨅、㨆、㨇、㨈、㨉、㨊、㨋、㨌、㨍、㨎、㨏、㨐、㨑、㨒、㨓、㨔、㨕、㨖、㨗、㨘、㨙、㨚、㨛、㨜、㨝、㨞、㨟、㨠、㨡、㨢、㨣、㨤、㨥、㨦、㨧、㨨、㨩、㨪、㨫、㨬、㨭、㨮、㨯、㨰、㨱、㨲、㨳、㨴、㨵、㨶、㨷、㨸、㨹、㨺、㨻、㨼、㨽、㨾、㨿、㩀、㩁、㩂、㩃、㩄、㩅、㩆、㩇、㩈、㩉、㩊、㩋、㩌、㩍、㩎、㩏、㩐、㩑、㩒、㩓、㩔、㩕、㩖、㩗、㩘、㩙、㩚、㩛、㩜、㩝、㩞、㩟、㩠、㩡、㩢、㩣、㩤、㩥、㩦、㩧、㩨、㩩、㩪、㩫、㩬、㩭、㩮、㩯、㩰、㩱、㩲、㩳、㩴、㩵、㩶、㩷、㩸、㩹、㩺、㩻、㩼、㩽、㩾、㩿、㪀、㪁、㪂、㪃、㪄、㪅、㪆、㪇、㪈、㪉、㪊、㪋、㪌、㪍、㪎、㪏、㪐、㪑、㪒、㪓、㪔、㪕、㪖、㪗、㪘、㪙、㪚、㪛、㪜、㪝、㪞、㪟、㪠、㪡、㪢、㪣、㪤、㪥、㪦、㪧、㪨、㪩、㪪、㪫、㪬、㪭、㪮、㪯、㪰、㪱、㪲、㪳、㪴、㪵、㪶、㪷、㪸、㪹、㪺、㪻、㪼、㪽、㪾、㪿、㫀、㫁、㫂、㫃、㫄、㫅、㫆、㫇、㫈、㫉、㫊、㫋、㫌、㫍、㫎、㫏、㫐、㫑、㫒、㫓、㫔、㫕、㫖、㫗、㫘、㫙、㫚、㫛、㫜、㫝、㫞、㫟、㫠、㫡、㫢、㫣、㫤、㫥、㫦、㫧、㫨、㫩、㫪、㫫、㫬、㫭、㫮、㫯、㫰、㫱、㫲、㫳、㫴、㫵、㫶、㫷、㫸、㫹、㫺、㫻、㫼、㫽、㫾、㫿、㬀、㬁、㬂、㬃、㬄、㬅、㬆、㬇、㬈、㬉、㬊、㬋、㬌、㬍、㬎、㬏、㬐、㬑、㬒、㬓、㬔、㬕、㬖、㬗、㬘、㬙、㬚、㬛、㬜、㬝、㬞、㬟、㬠、㬡、㬢、㬣、㬤、㬥、㬦、㬧、㬨、㬩、㬪、㬫、㬬、㬭、㬮、㬯、㬰、㬱、㬲、㬳、㬴、㬵、㬶、㬷、㬸、㬹、㬺、㬻、㬼、㬽、㬾、㬿、㭀、㭁、㭂、㭃、㭄、㭅、㭆、㭇、㭈、㭉、㭊、㭋、㭌、㭍、㭎、㭏、㭐、㭑、㭒、㭓、㭔、㭕、㭖、㭗、㭘、㭙、㭚、㭛、㭜、㭝、㭞、㭟、㭠、㭡、㭢、㭣、㭤、㭥、㭦、㭧、㭨、㭩、㭪、㭫、㭬、㭭、㭮、㭯、㭰、㭱、㭲、㭳、㭴、㭵、㭶、㭷、㭸、㭹、㭺、㭻、㭼、㭽、㭾、㭿、㮀、㮁、㮂、㮃、㮄、㮅、㮆、㮇、㮈、㮉、㮊、㮋、㮌、㮍、㮎、㮏、㮐、㮑、㮒、㮓、㮔、㮕、㮖、㮗、㮘、㮙、㮚、㮛、㮜、㮝、㮞、㮟、㮠、㮡、㮢、㮣、㮤、㮥、㮦、㮧、㮨、㮩、㮪、㮫、㮬、㮭、㮮、㮯、㮰、㮱、㮲、㮳、㮴、㮵、㮶、㮷、㮸、㮹、㮺、㮻、㮼、㮽、㮾、㮿、㯀、㯁、㯂、㯃、㯄、㯅、㯆、㯇、㯈、㯉、㯊、㯋、㯌、㯍、㯎、㯏、㯐、㯑、㯒、㯓、㯔、㯕、㯖、㯗、㯘、㯙、㯚、㯛、㯜、㯝、㯞、㯟、㯠、㯡、㯢、㯣、㯤、㯥、㯦、㯧、㯨、㯩、㯪、㯫、㯬、㯭、㯮、㯯、㯰、㯱、㯲、㯳、㯴、㯵、㯶、㯷、㯸、㯹、㯺、㯻、㯼、㯽、㯾、㯿、㰀、㰁、㰂、㰃、㰄、㰅、㰆、㰇、㰈、㰉、㰊、㰋、㰌、㰍、㰎、㰏、㰐、㰑、㰒、㰓、㰔、㰕、㰖、㰗、㰘、㰙、㰚、㰛、㰜、㰝、㰞、㰟、㰠、㰡、㰢、㰣、㰤、㰥、㰦、㰧、㰨、㰩、㰪、㰫、㰬、㰭、㰮、㰯、㰰、㰱、㰲、㰳、㰴、㰵、㰶、㰷、㰸、㰹、㰺、㰻、㰼、㰽、㰾、㰿、㱀、㱁、㱂、㱃、㱄、㱅、㱆、㱇、㱈、㱉、㱊、㱋、㱌、㱍、㱎、㱏、㱐、㱑、㱒、㱓、㱔、㱕、㱖、㱗、㱘、㱙、㱚、㱛、㱜、㱝、㱞、㱟、㱠、㱡、㱢、㱣、㱤、㱥、㱦、㱧、㱨、㱩、㱪、㱫、㱬、㱭、㱮、㱯、㱰、㱱、㱲、㱳、㱴、㱵、㱶、㱷、㱸、㱹、㱺、㱻、㱼、㱽、㱾、㱿、㲀、㲁、㲂、㲃、㲄、㲅、㲆、㲇、㲈、㲉、㲊、㲋、㲌、㲍、㲎、㲏、㲐、㲑、㲒、㲓、㲔、㲕、㲖、㲗、㲘、㲙、㲚、㲛、㲜、㲝、㲞、㲟、㲠、㲡、㲢、㲣、㲤、㲥、㲦、㲧、㲨、㲩、㲪、㲫、㲬、㲭、㲮、㲯、㲰、㲱、㲲、㲳、㲴、㲵、㲶、㲷、㲸、㲹、㲺、㲻、㲼、㲽、㲾、㲿、㳀、㳁、㳂、㳃、㳄、㳅、㳆、㳇、㳈、㳉、㳊、㳋、㳌、㳍、㳎、㳏、㳐、㳑、㳒、㳓、㳔、㳕、㳖、㳗、㳘、㳙、㳚、㳛、㳜、㳝、㳞、㳟、㳠、㳡、㳢、㳣、㳤、㳥、㳦、㳧、㳨、㳩、㳪、㳫、㳬、㳭、㳮、㳯、㳰、㳱、㳲、㳳、㳴、㳵、㳶、㳷、㳸、㳹、㳺、㳻、㳼、㳽、㳾、㳿、㴀、㴁、㴂、㴃、㴄、㴅、㴆、㴇、㴈、㴉、㴊、㴋、㴌、㴍、㴎、㴏、㴐、㴑、㴒、㴓、㴔、㴕、㴖、㴗、㴘、㴙、㴚、㴛、㴜、㴝、㴞、㴟、㴠、㴡、㴢、㴣、㴤、㴥、㴦、㴧、㴨、㴩、㴪、㴫、㴬、㴭、㴮、㴯、㴰、㴱、㴲、㴳、㴴、㴵、㴶、㴷、㴸、㴹、㴺、㴻、㴼、㴽、㴾、㴿、㵀、㵁、㵂、㵃、㵄、㵅、㵆、㵇、㵈、㵉、㵊、㵋、㵌、㵍、㵎、㵏、㵐、㵑、㵒、㵓、㵔、㵕、㵖、㵗、㵘、㵙、㵚、㵛、㵜、㵝、㵞、㵟、㵠、㵡、㵢、㵣、㵤、㵥、㵦、㵧、㵨、㵩、㵪、㵫、㵬、㵭、㵮、㵯、㵰、㵱、㵲、㵳、㵴、㵵、㵶、㵷、㵸、㵹、㵺、㵻、㵼、㵽、㵾、㵿、㶀、㶁、㶂、㶃、㶄、㶅、㶆、㶇、㶈、㶉、㶊、㶋、㶌、㶍、㶎、㶏、㶐、㶑、㶒、㶓、㶔、㶕、㶖、㶗、㶘、㶙、㶚、㶛、㶜、㶝、㶞、㶟、㶠、㶡、㶢、㶣、㶤、㶥、㶦、㶧、㶨、㶩、㶪、㶫、㶬、㶭、㶮、㶯、㶰、㶱、㶲、㶳、㶴、㶵、㶶、㶷、㶸、㶹、㶺、㶻、㶼、㶽、㶾、㶿、㷀、㷁、㷂、㷃、㷄、㷅、㷆、㷇、㷈、㷉、㷊、㷋、㷌、㷍、㷎、㷏、㷐、㷑、㷒、㷓、㷔、㷕、㷖、㷗、㷘、㷙、㷚、㷛、㷜、㷝、㷞、㷟、㷠、㷡、㷢、㷣、㷤、㷥、㷦、㷧、㷨、㷩、㷪、㷫、㷬、㷭、㷮、㷯、㷰、㷱、㷲、㷳、㷴、㷵、㷶、㷷、㷸、㷹、㷺、㷻、㷼、㷽、㷾、㷿、㸀、㸁、㸂、



| 地帯区分符号<br>1600番2 使用地了 | NO          | Xn          | Yn            | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離    |
|-----------------------|-------------|-------------|---------------|-----------------|-------|
| 残地イ                   | ②           | -143072.600 | 52278.651     | 73869.733863    | 1.55  |
|                       | ③           | -143071.330 | 52277.760     | -7475.719680    | 1.60  |
|                       | ④           | -143072.743 | 52278.530     | -66393.733100   | 0.18  |
|                       |             | 借面積         |               | 0.281083        |       |
|                       |             | 地           |               | 0.14 m          |       |
| 残地イ                   | NO          | Xn          | Yn            | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離    |
|                       | ③           | -143072.743 | 52278.530     | 496646.035000   | 1.60  |
|                       | ④           | -143071.330 | 52277.760     | 93629.468160    | 0.46  |
|                       | ⑤           | -143091.393 | 52277.495     | -1048843.382185 | 29.33 |
|                       | ⑥           | -143094.528 | 52256.458     | -1231998.253808 | 3.87  |
| ⑦                     | -143080.830 | 52271.686   | 552008.975553 | 18.85           |       |
|                       |             | 借面積         |               | 181.522230      |       |
|                       |             | 地           |               | 90.76 m         |       |
| 総計                    |             |             |               | 90.90 m         |       |

| 地帯区分符号<br>1601番1 收用地ウ | NO          | Xn          | Yn            | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離          |  |
|-----------------------|-------------|-------------|---------------|-----------------|-------------|--|
| 使用地工                  | ⑥           | -143115.425 | 52288.872     | 118172.950720   | 2.19        |  |
|                       | ⑤           | -143114.889 | 52290.997     | 101077.130679   | 6.54        |  |
|                       | ④           | -143113.318 | 52297.347     | 135450.128730   | 2.13        |  |
|                       | ③           | -143112.299 | 52299.220     | 176039.174520   | 3.11        |  |
|                       | ②           | -143109.952 | 52297.166     | 101299.619542   | 0.78        |  |
|                       | ①           | -143110.362 | 52286.494     | -124831.731178  | 4.00        |  |
|                       | ②           | -143114.339 | 52293.015     | -1917144.666550 | 4.00        |  |
|                       | ③           | -143114.132 | 52289.438     | -177679.510324  | 4.00        |  |
|                       | ④           | -143115.737 | 52285.773     | -157746.177141  | 4.00        |  |
|                       | ⑤           | -143117.149 | 52282.030     | 163111.993360   | 7.05        |  |
|                       |             |             | 借面積           |                 | 48.803358   |  |
|                       |             |             | 地             |                 | 24.4016790  |  |
| 残地才                   | NO          | Xn          | Yn            | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離          |  |
|                       | ⑥           | -143100.733 | 52289.101     | 431855.685159   | 1.02        |  |
|                       | ⑤           | -143101.693 | 52289.454     | -99977.455168   | 1.02        |  |
|                       | ④           | -143102.645 | 52289.845     | 155719.158410   | 2.05        |  |
|                       | ③           | -143104.671 | 52289.478     | -667004.581368  | 16.63       |  |
|                       | ②           | -143115.401 | 52276.769     | -644833.945615  | 4.22        |  |
|                       | ①           | -143117.006 | 52280.677     | -96144.165003   | 1.01        |  |
|                       | ②           | -143117.240 | 52281.669     | -7476.278667    | 0.37        |  |
|                       | ③           | -143117.149 | 52282.030     | 78579.891090    | 4.00        |  |
|                       | ④           | -143115.737 | 52285.773     | 157746.177141   | 4.00        |  |
|                       | ⑤           | -143114.132 | 52289.438     | 177679.510324   | 4.00        |  |
|                       | ⑥           | -143112.330 | 52293.015     | 197144.666550   | 4.00        |  |
| ⑦                     | -143110.362 | 52286.494   | 124831.731178 | 0.78            |             |  |
| ⑧                     | -143109.952 | 52297.166   | 503569.411414 | 12.24           |             |  |
|                       |             | 借面積         |               | 251.488625      |             |  |
|                       |             | 地           |               | 125.744325      |             |  |
| 残地才                   | NO          | Xn          | Yn            | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離          |  |
|                       | ⑥           | -143115.401 | 52276.769     | 508757.515908   | 16.63       |  |
|                       | ⑤           | -143104.671 | 52289.478     | 667004.581368   | 2.05        |  |
|                       | ④           | -143102.645 | 52289.845     | 155719.158410   | 1.02        |  |
|                       | ③           | -143101.693 | 52289.454     | 99977.455168    | 1.02        |  |
|                       | ②           | -143100.733 | 52289.101     | 1090907.514163  | 26.44       |  |
|                       | ①           | -143080.830 | 52271.686     | 324345.811630   | 18.85       |  |
|                       | ②           | -143094.528 | 52258.731     | -1175507.895114 | 10.86       |  |
|                       | ③           | -143103.324 | 52265.111     | -1038769.081125 | 14.41       |  |
|                       | ④           | -143114.403 | 52274.338     | -631317.180026  | 2.62        |  |
|                       |             |             | 借面積           |                 | 1117.880382 |  |
|                       |             |             | 地             |                 | 558.9401910 |  |
| 総計                    |             |             |               | 709.08 m        |             |  |

| 地帯区分符号<br>1602番1 收用地カ | NO          | Xn          | Yn              | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離              |      |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|
| 使用地キ                  | ③           | -143112.299 | 52299.220       | 27561.688940    | 6.01            |      |
|                       | ②           | -143109.425 | 52304.503       | 445843.583572   | 6.90            |      |
|                       | ①           | -143103.775 | 52300.537       | 105071.778833   | 3.71            |      |
|                       | ②           | -143107.416 | 52301.262       | -323064.895374  | 4.81            |      |
|                       | ③           | -143109.952 | 52297.166       | -255367.081578  | 3.11            |      |
|                       |             |             | 借面積             |                 | 45.094393       |      |
|                       |             |             | 地               |                 | 22.5471965      |      |
|                       | 残地ク         | NO          | Xn              | Yn              | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離   |
|                       |             | ③           | -143072.600     | 52278.651       | 1622311.097832  | 0.18 |
|                       |             | ④           | -143072.743     | 52278.530       | -192384.990400  | 3.96 |
|                       |             | ⑤           | -143076.280     | 52280.325       | -375320.453175  | 4.00 |
|                       |             | ⑥           | -143079.922     | 52281.982       | -384324.89682   | 4.00 |
| ⑦                     |             | -143083.631 | 52283.482       | -391028.161878  | 4.00            |      |
| ⑧                     |             | -143087.401 | 52284.823       | -396998.661039  | 4.00            |      |
| ⑨                     |             | -143091.224 | 52286.001       | -300644.505750  | 2.00            |      |
| ⑩                     |             | -143095.065 | 52287.124       | -200832.600140  | 2.00            |      |
| ⑪                     |             | -143096.968 | 52287.744       | -196431.988480  | 2.00            |      |
| ⑫                     |             | -143098.360 | 52288.396       | -196865.810940  | 2.00            |      |
| ⑬                     |             | -143100.733 | 52289.101       | -579990.708292  | 12.24           |      |
| ⑭                     | -143109.952 | 52297.166   | -349501.960378  | 4.81            |                 |      |
| ⑮                     | -143107.416 | 52301.262   | 323064.895374   | 3.71            |                 |      |
| ⑯                     | -143103.775 | 52300.537   | 1820895.496192  | 38.09           |                 |      |
|                       |             | 借面積         |                 | 366.846036      |                 |      |
|                       |             | 地           |                 | 183.4234680     |                 |      |
| 残地ク                   | NO          | Xn          | Yn              | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離              |      |
|                       | ⑥           | -143100.733 | 52289.101       | -942772.491030  | 2.00            |      |
|                       | ⑦           | -143098.360 | 52288.396       | 196865.810940   | 2.00            |      |
|                       | ⑧           | -143096.968 | 52287.744       | 198431.988480   | 2.00            |      |
|                       | ⑨           | -143095.065 | 52287.124       | 196579.952008   | 2.00            |      |
|                       | ⑩           | -143093.151 | 52286.540       | 200832.600140   | 2.00            |      |
|                       | ⑪           | -143091.224 | 52286.001       | 300644.505750   | 4.00            |      |
|                       | ⑫           | -143087.401 | 52284.823       | 396998.661039   | 4.00            |      |
|                       | ⑬           | -143083.631 | 52283.482       | 391028.161878   | 4.00            |      |
|                       | ⑭           | -143079.922 | 52281.982       | 384324.849682   | 4.00            |      |
|                       | ⑮           | -143076.280 | 52280.325       | 375320.453175   | 3.96            |      |
|                       | ⑯           | -143072.743 | 52278.530       | -237867.311500  | 10.59           |      |
| ⑰                     | -143060.830 | 52271.686   | -1463084.491140 | 26.44           |                 |      |
|                       |             | 借面積         |                 | 302.689722      |                 |      |
|                       |             | 地           |                 | 151.3448610     |                 |      |
| 総計                    |             |             |                 | 357.30 m        |                 |      |

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、定置漁業と他の漁業等との操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成28年11月15日

但馬海区漁業調整委員会

会長 川 越 一 男

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第69号

2 指示事項

免許番号定第601号、定第602号、定第603号、定第604号及び定第605号の定置漁業に係る次の区域においては、漁業権者による定置漁業を除き、水産動植物の採捕を行ってはならない。

区域（図面参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

沖合の線（A線） 垣網の両端を結ぶ直線の延長において、身網の外側から100メートル（ただし、定第605号は50メートル）の点（a点）を通り身網の長軸に平行な直線

側面の線（B、C線） A線上において、a点から左右へそれぞれ550メートルの点を通りA線と直角に交わる2直線

地方の線（D線） 垣網の磯の末端を通りA線に平行な直線

3 指示の有効期間

平成28年11月15日から平成30年8月31日まで

4 平成25年9月1日付け但馬海区漁業調整委員会指示第64号は廃止する。

